

随意契約締結状況

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部署の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な 事項（備考）
1	千葉県赤十字血液センター津田沼出張所改修工事 数量：1式 （千葉県赤十字血液センター津田沼出張所）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月2日	株式会社エイムクリエイツ 住所：東京都中野区中野3-34-28	5,720,000円	契約業者は、当該施設の施工業者であり、過去の実績により設備等について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
2	献血者処遇品（ファブリーズ（370ml））の購入 数量：4,008個 （埼玉県赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月3日	株式会社東亜 住所：東京都千代田区飯田橋2-16-9	1,599,192円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため。（日本赤十字社会計規則施行細則35条第2号）	
3	献血者処遇品（ジョイミラクルクリーン泡スプレー（300ml））の購入 数量：5,652個 （埼玉県赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月3日	株式会社東亜 住所：東京都千代田区飯田橋2-16-9	1,599,516円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため。（日本赤十字社会計規則施行細則35条第2号）	
4	献血者処遇品（けんけつちゃん×くろくま モバイルバッテリー）の購入 数量：2,895個 （東京都赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月3日	株式会社日赤サービス 住所：東京都港区芝大門1-1-3	1,799,243円	契約業者は、当該物品の製造・販売業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
5	献血者処遇品（モバイル充電器5000mAh）の購入 数量：2,300個 （千葉県赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月3日	株式会社都屋 住所：福岡県福岡市中央区渡辺通3-6-22	1,356,080円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため。（日本赤十字社会計規則施行細則35条第2号）	
6	輸送容器30Lの購入 数量：114個 （東京都赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月6日	株式会社スギヤマゲン 住所：東京都墨田区4-23-10	2,332,440円	契約業者は、日本赤十字社血液事業本部にて契約を締結しているため。	
7	東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所LAN配線敷設工事 数量：1式 （東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月8日	三信電気株式会社 住所：東京都港区芝4-4-12	6,490,000円	契約業者は、当該機器の保守点検業者であり、当該機器の整備技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	

8	東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所LAN配線移設業務 数量：1式 (東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月8日	三信電気株式会社 住所：東京都港区芝4-4-12	1,650,000円	契約業者は、当該機器の保守点検業者であり、当該機器の整備技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所構内電話交換設備等工事 数量：1式 (東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月8日	東日本電信電話株式会社 住所：東京都中央区銀座8-2-7	1,760,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
10	防犯カメラシステム一式の調達 数量：1式 (東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月8日	株式会社セコム 住所：東京都渋谷区神宮前1-5-1	1,210,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
11	献血者無線呼出装置一式の調達 数量：1式 (東京都赤十字血液センター東京八重洲出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月8日	株式会社アクスト東日本 住所：神奈川県海老名市杜家5-20-28	1,176,010円	契約業者は、当該機器の製造・販売業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
12	東京都赤十字血液センター新宿西口出張所光配線用管敷設工事 数量：1式 (東京都赤十字血液センター新宿西口出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月11日	株式会社小田急ビルサービス 住所：東京都渋谷区代々木2-28-12	2,318,800円	契約業者は、当該施設・設備の施工業者であり、過去の実績により設備等について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
13	献血者処遇品(ゲーテ・デ・ロワ)の購入 数量：10,000個 (東京都赤十字血液センター)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月13日	株式会社原田・ガトーフェスタハラダ 住所：群馬県高崎市下之城584-8	3,252,155円	契約業者は、当該物品の製造・販売業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
14	献血者処遇品(モバイル充電器5000mAh)の購入 数量：2,000個 (千葉県赤十字血液センター)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月13日	株式会社都屋 住所：福岡県福岡市中央区渡辺通3-6-22	1,179,200円	契約業者は、希望納期に納品することができる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
15	献血者処遇品(るるぶ×Hachiカレー中辛)の購入 数量：6,000個 (埼玉県赤十字血液センター)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月13日	株式会社東亜 住所：東京都千代田区飯田橋2-16-9	1,134,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	

16	埼玉県赤十字血液センター川越出張所電話設備更新工事 数量：1式 (埼玉県赤十字血液センター川越出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月14日	株式会社ミライト・ソリューションズ 住所：東京都新宿区仏方町19-1	1,089,000円	契約業者は、当該施設・設備の施工業者であり、過去の実績により設備等について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
17	埼玉製造所細菌スクリーニング導入に伴う温度監視システム移設及び追加工事 数量：1式 (関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月24日	早坂理工株式会社 住所：埼玉県東松山市小松原町17番17	1,320,000円	契約業者は、当該施設の温度監視システム施工業者であり、過去の実績により設備等について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
18	コールバック用紙の作成 数量：2,502,000枚 (関東甲信越ブロック管内赤十字血液センター)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月28日	日本データ・サプライ株式会社 住所：東京都豊島区巢鴨4-35-7	2,146,716円	契約業者は、同デザインを所有している業者であり、増刷となる買い入れに該当することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
19	長野県赤十字血液センター松本供給出張所解体撤去工事の設計監理業務 数量：1式 (長野県赤十字血液センター松本供給出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月28日	株式会社エーシーエ設計 住所：長野県長野市柳原2360番地4	1,342,000円	契約業者は、新事業所の設計監理業者であり、解体後の諸問題を抱える借用地の更地返還にかかる自治体との打合せ等に専門家として協力を得て進展していることから、競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
20	長野県赤十字血液センター諏訪出張所解体撤去工事の設計監理業務 数量：1式 (長野県赤十字血液センター諏訪出張所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和5年2月28日	株式会社エーシーエ設計 住所：長野県長野市柳原2360番地4	1,815,000円	契約業者は、新事業所の設計監理業者であり、解体後の諸問題を抱える借用地の更地返還にかかる自治体との打合せ等に専門家として協力を得て進展していることから、競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	